

秋田市上下水道局告示第5号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

令和7年3月5日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 事業計画の名称

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）

2 変更に係る予定処理区域

(1) 変更する部分

下北手松崎字前谷地の一部

(2) 追加する部分

下北手桜字桜谷地および字新桜谷地、下北手寒川字五関、字寒川および字宮沢、下北手宝川字愛ノ沢、字潤ヶ崎、字大西ヶ沢、字種ヶ崎、字堂ヶ下、字繁昌田および字古館ノ下、下北手通沢字合ノ沢、字内山、字上前田、字下前田、字杉崎、字滝ノ沢、字中前田、字元屋敷および字前田、下北手松崎字谷崎、下北手柳館字赤平、字碓、字賀川、字賀川潟下、字細谷沢、字前田面、字向田、字和田および字新細谷、雄和新波字新町、字本屋敷、字竹ノ花、字樋口、字寺沢、字清水木、字山崎および字大巻、雄和向野字佛ノ前、字前開、字牛ノ首、字吹欠下、字源藤太郎、字築土手および字向野、雄和左手子字清水下、字白川袋、字前谷地、字碓および字上野、雄和萱ヶ沢字館ノ腰、字船引沢、字萱

ケ沢、字堤ケ沢、字命ケ沢、字中田、字杉菜沢、字トンテンおよび字船ケ沢ならびに雄和碓田字祭田、字梵天野、字段ノ前、字宮ノ前、字古倉野、字中村、字クネソエ、字下山田、字ハバキ田および字シコウ沢の各一部

3 工事の着手および完成の予定年月日

(1) 工事着手の年月日

昭和51年7月16日

(2) 工事完成の予定年月日

令和13年3月31日

4 事業計画案の縦覧の場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

5 事業計画案の縦覧の期間

令和7年3月5日から同月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

6 事業計画案の縦覧の時間

午前9時から午後5時まで